

第 1 0 期吳市分別収集計画

令和 4 年 6 月

吳 市

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該 容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の 量の見込み (法第8条第2項第4号)	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の 量の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

呉市分別収集計画

令和4年6月14日

1 計画策定の意義

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、私たちの生活を物質的に豊かなものにしてきましたが、一方で天然資源の枯渇、温室効果ガスの排出による地球温暖化、廃棄物の種類・性状の多様化などの問題を引き起こしています。

今後もかけがえのない地球で、世界があらゆる生命と共存していくためには、持続可能な社会を構築していく必要があります。

本市では、循環型社会の実現を目指し、持続可能な開発目標（SDGs）の視点を取り入れ、市民・事業者・市が連携・協力を深め、ごみの減量・資源化や食品ロスの削減、プラスチックごみの排出抑制などの4R（発生抑制・排出抑制・再利用・再生利用）の推進に取り組んでいます。

本計画はこのような状況の中、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下、「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の中でも主要な容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・市それぞれの役割や具体的な推進方策を明確にするとともに、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

本計画の推進により、廃棄物の減量や最終処分量の削減、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成に寄与していくものです。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示します。

- (1) 分別収集を徹底し、素材に応じた再利用、再資源化を図ります。
- (2) 市民、事業者、市が一体となって廃棄物の減量、資源化の促進を図ります。
- (3) 最終処分量及び温室効果ガスの削減を図ります。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直します。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物の分別に関する省令第2条に掲げる容器包装廃棄物のうち、次の9品目を対象とします。

- ①スチール缶 ②アルミ缶 ③無色透明のびん ④茶色のびん
- ⑤その他の色のびん ⑥段ボール ⑦飲料用紙パック ⑧ペットボトル
- ⑨白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」という。）

(注) 紙製の容器包装廃棄物（段ボール及び飲料用紙パックを除く）は、容器包装廃棄物ではない雑誌類と併せてリサイクル処理しており、数量の把握が困難であるため、対象品目に含まないこととする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：トン）

種類	年度				
	R5	R6	R7	R8	R9
①スチール缶	358	357	356	356	356
②アルミ缶	621	620	619	618	618
③無色透明のびん	886	883	882	881	881
④茶色のびん	637	636	634	634	634
⑤その他の色のびん	186	186	186	185	186
⑥段ボール	1,538	1,534	1,532	1,530	1,531
⑦飲料用紙パック	248	248	247	247	247
⑧ペットボトル	1,103	1,100	1,099	1,098	1,098
⑨白色トレイ	124	124	124	124	124
合計	5,701	5,688	5,679	5,673	5,675

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 （法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、以下の方策を実施します。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、市がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力、連携を図ることが重要です。

(1) リフューズ運動の推進

ア 商品を購入するに際して、マイバッグを持参することによりレジ袋を断る、食料品を量り売りにしてもらい、持参した入れ物に惣菜等を入れてもらうなどの行動（リフューズ）の普及啓発を推進します。

イ 食料品を量り売りする店舗などについて登録し、ホームページ等を活用して紹介するなどの広報に取り組みます。

(2) 指定袋等制度（家庭ごみの有料化）の継続

市民が廃棄物処理手数料を負担することにより、廃棄物処理に関する意識を高め、廃棄物の排出抑制及び分別排出の促進を図ります。

(3) 使い捨てプラスチック容器等の削減

ア 詰め替え用品やマイバッグ・マイボトルなどの使用を啓発し、使い捨てプラスチックごみの発生抑制の取組を推進します。

イ リユース食器利用の促進など使い捨てプラスチックごみ削減に向けた取組を推進します。

ウ 使い捨て食器の提供の自粛、過剰包装の廃止、マイボトルの利用促進や量り売りの積極的な実施など生産・流通・販売の過程でのプラスチック削減に向けた取組について、事業者と共同して推進します。

(4) プラスチック類の分別・資源化

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に関する国の動向・他の地方公共団体での先進事例の取組などを注視しながら、コスト等の観点も踏まえプラスチック類の分別・資源化を推進します。

(5) 呉市資源集団回収団体報償金制度

自治会、子ども会等、地域で組織する団体等が行う資源物の回収活動に対し報償金を交付し、廃棄物の減量化及び再資源化を推進します。

(6) 教育・啓発活動

ア 「クリーンセンターくれ」や「エコグローブくれ」において、廃棄物処理施設の見学を実施します。

イ 環境パネル展及び環境イベント（くれエコフェスタ）を開催します。

ウ 市民団体との協働により、小中学校への出前環境講座を実施します。

エ 家庭ごみの排出・分別方法やごみ出しルールについて、ごみ出しカレンダーの内容の充実や広報誌・ホームページ・SNS等を積極的に活用した効果的な周知を行います。

オ 事業ごみの適正な処理方法等について、事業者・廃棄物処理業者に対し、ガイドブックを作成・配布し、適正排出・適正処理に関する周知を行います。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定めます。

また、市民の協力度、本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとします。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	品目	分別区分
主として鋼製の容器	スチール缶	缶類 危険ごみ ^{※1}
主としてアルミニウム製の容器	アルミ缶	缶類
主としてガラス製の容器（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び主として乳白ガラス製のものを除く。）	無色透明のガラス製容器	無色透明のびん
	茶色のガラス製容器	茶色のびん
	その他の色のガラス製容器	その他の色のびん
主として段ボール製の容器	段ボール	段ボール類
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック	紙パック類
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等 ^{※2} を充てんするためのもの	ペットボトル	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器であって、白色の発泡スチロール製の食品用容器に係るもの	白色トレイ	白色トレイ

※1 スチール缶の危険ごみは小型カセットボンベである。

※2 みりん風調味料及びアルコール発酵調味料を含む。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び
 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
 (法第8条第2項第4号)

(単位：トン)

種類	年度				
	R5	R6	R7	R8	R9
①スチール缶	122	121	121	121	121
②アルミ缶	252	252	251	251	251
③無色透明のびん	450	449	448	448	448
引渡数量	450	449	448	448	448
独自処理量	0	0	0	0	0
④茶色のびん	458	457	456	456	456
引渡数量	458	457	456	456	456
独自処理量	0	0	0	0	0
⑤その他の色のびん	168	168	168	167	168
引渡数量	168	168	168	167	168
独自処理量	0	0	0	0	0
⑥段ボール	1,211	1,208	1,206	1,204	1,205
⑦飲料用紙パック	8	8	8	8	8
⑧ペットボトル	384	383	383	382	382
引渡数量	0	0	0	0	0
独自処理量	384	383	383	382	382
⑨白色トレイ	1	1	1	1	1
引渡数量	1	1	1	1	1
独自処理量	0	0	0	0	0

(注)1 引渡数量とは、指定法人である「公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会」へ引き渡す予定量を示す。

(注)2 独自処理量とは、市独自の再生ルートで処理する予定量を示す。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び
法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

$$\left(\begin{array}{c} \text{特定分別基準} \\ \text{適合物等の量} \\ \text{の見込み} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{容器包装廃棄} \\ \text{物の排出量の} \\ \text{見込み} \end{array} \right) \times [\text{分別収集対象人口率}]^{\ast 3} \times [\text{分別排出率}]^{\ast 4}$$

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行います。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集運搬段階	選別保管等段階
金属	スチール缶	缶類	定期回収 (業務委託)	呉市資源化施設 (業務委託) 芸予環境衛生 センター (直営)
	アルミ缶			
ガラス	無色透明の ガラス製容器	びん類		
	茶色の ガラス製容器			
	その他の色の ガラス製容器			
紙類	段ボール	紙類		
	飲料用紙パック			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	定期回収 (直営)	
	その他のプラスチ ック製容器	白色トレイ		

※3 総人口に占める分別収集対象人口であり、呉市では市全域が対象であるため100%である。

※4 分別収集対象の容器包装廃棄物が適正に分別排出される割合であり、呉市では、収集実績量を排出見込量で割ることにより算出する。

1.1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

各資源物の選別・減容・保管施設は、当面のところ呉市資源化施設及び芸予環境衛生センターで行い、次期施設の建設については、今後の資源物量の推移や施設の老朽化の状況を見ながら検討していきます。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
金属	スチール缶	缶類	網袋	平ボディ車 専用収集車	市の選別 保管施設
	アルミ缶				
ガラス	無色透明の ガラス製容器	びん類	コンテナ	平ボディ車 専用収集車	
	茶色の ガラス製容器				
	その他の色の ガラス製容器				
紙類	段ボール	紙類	紐で結束	パッカー車 平ボディ車	
	飲料用紙パック				
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	網袋	平ボディ車 専用収集車	
	その他のプラスチック製容器	白色トレイ	バスケット	コンテナ車	

1.2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 本市の廃棄物行政の在り方，推進方策等について，容器包装廃棄物の分別収集の円滑かつ効率的な推進を図り，もって循環型社会を推進するため，呉市廃棄物審議会を設置し，市民及び市が一体となって協議します。
- (2) 分別収集の円滑な推進を図るため，廃棄物の排出及び分別の指導を行うリサイクル推進員制度を継続します。
- (3) 自治会等の市民団体による資源集団回収を促進するため，報償金の交付を継続します。
- (4) 使用済ペットボトル等の指定法人引取対象の分別収集品を独自処理する場合，現場立入等の方法により，引き渡す業者の処理状況を確認し，再商品化等の適正処理の確保及び不適正輸出の防止を図ります。